報 道 発 表

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和 5 年 3 月 2 2 日 札 幌 管 区 気 象 台

アトサヌプリの噴火警戒レベルの判定基準の改定について

アトサヌプリの噴火警戒レベルの判定基準について、一部観測点の 移設に伴い空振の振幅の基準を見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、火山活動の状況や新たな知見をもとに、随時、噴火警戒レベルの判定基準の見直しを図っています。

今般、アトサヌプリの噴火警戒レベルの判定基準について、跡佐登観測点から川湯観測点への移設(機器更新)に伴い、空振の振幅の基準を別紙のとおり見直しました。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ(以下 URL)で公表 https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevelkijunn.html

問合せ先:札幌管区気象台気象防災部地震火山課

火山防災官 永澤 電話 011-611-2421 (内線 524)

アトサヌプリの噴火警戒レベル判定基準の改定について

○観測点移設に伴い、噴火警戒レベルの判定基準のうち、空振の振幅の基準の一部を見直しました。

現行

レベル

当該レベルへの引上げの基準

【居住地域の広範囲(火口から6km以内)に重大な被害を及ぼす噴火が切 泊あるいは発生】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・規模の大きな地震(現地で有感地震相当以上)の多発
- ・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動(地割れ、地盤の隆起 等)
- ・大きな噴石が火口から 1.5km を超えて飛散
- ・高さ数 1,000mを超える有色噴煙を放出させる噴火の発生
- ・ベースサージ、火砕流の発生

・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振 (跡佐登観測点で 100Pa 以上) を伴う場合

【居住地域の一部 (火口から 1.5km 以内) に重大な被害を及ぼす噴火が 発生】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・大きな噴石が火口から 500m を超えて 1.5km 以内に飛散
- ・高さ1,000~数1,000m程度の有色噴煙を放出させる噴火の発生
- ・火山性微動が発生し、空振(跡佐登観測点で 30Pa 以上 100Pa 未満) を伴う場合

【居住地域の近く(アトサヌプリ(硫黄山)から500m以内)まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・大きな噴石が火口から 500m以内に飛散
 - ・高さ数 100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生(火口周辺への火山灰の噴出を含む)
 - ・火山性微動が発生し、空振(跡佐登観測点で30Pa未満)を伴う場合

改定後

レベル

当該レベルへの引上げの基準

【居住地域の広範囲(火口から6km以内)に重大な被害を及ぼす噴火が切 泊あるいは発生】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・規模の大きな地震(現地で有感地震相当以上)の多発
- ・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動(地割れ、地盤の隆起 等)
- ・大きな噴石が火口から 1.5km を超えて飛散
- ・高さ数 1,000mを超える有色噴煙を放出させる噴火の発生
- ・ベースサージ、火砕流の発生

É

・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振(川<mark>湯観測点で 70Pa 以上)</mark> を伴う場合

←基準を見直し

【居住地域の一部 (火口から 1.5km 以内) に重大な被害を及ぼす噴火が 発生】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・大きな噴石が火口から 500m を超えて 1.5km 以内に飛散
- ・高さ1,000~数1,000m程度の有色噴煙を放出させる噴火の発生
- ・火山性微動が発生し、空振(川湯観測点で 20Pa 以上 70Pa 未満)を伴う場合

←基準を見直し

【居住地域の近く(アトサヌプリ(硫黄山)から500m以内)まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・大きな噴石が火口から 500m以内に飛散
 - ・高さ数 100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生(火口周辺への火山灰の噴出を含む)
 - ・火山性微動が発生し、空振(川湯観測点で 20Pa 未満)を伴う場合

←基準を見直し

